

議 第 3 1 4 号

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

熊本市暴力団排除条例の一部改正について

熊本市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市暴力団排除条例の一部を改正する条例

熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 3 2 条の 2 第 1 項」を「第 3 2 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 3 号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。